

2015年6月5日

放送倫理・番組向上機構（BPO）
放送倫理検証委員会御中

株式会社 TBSテレビ
コンプライアンス室長
神田 和則

「“全聾の天才作曲家” 5局7番組に関する見解」 を受けた取り組みについて

このたび「放送倫理・番組向上機構（BPO）放送倫理検証委員会」から「委員会決定第22号 “全聾の作曲家” 5局7番組に関する見解」（15年3月6日）が示されました。

5局7番組のうち弊社は「NEWS 23 音をなくした作曲家 その闇と旋律」（08年9月15日）と「中居正広の金曜日のスマたちへ 音を失った作曲家 佐村河内守の音楽人生とは」（13年4月26日）の2番組を放送しましたが、検証委の決定以降、3か月間の対応と取り組みをご報告します。

1. 委員会決定後の対応

【決定についての報道】

弊社では委員会決定を受けて、「見解を重く受け止めるとともに、今後も検証を続けていきたいと考えています」とのコメントを発表しました。

また、決定の内容につきましては、通知当日3月6日の「Nスタ」（全国ネット時間帯、18時12分17秒～13分02秒まで45秒間）と「NEWS 23」（全国ネット、23時50分59秒～51分53秒まで54秒間）で放送しました。

このほかCS放送「ニュースパード」でも、地上波と同じ内容を、6日夕方（18時38分以降）から翌7日早朝（5時40分）にかけて計14回放送しました。

また、3月29日放送の「TBSレビュー 3月号」の中でも同じ内容を放送しています。

【委員会決定の要望を受けた放送対応～「TBSレビュー 4月号」】

昨年2月にこの問題が明らかになって以降、社内で進めてきた検証を踏まえて、5月3日（5時30分～5時59分）放送の「TBSレビュー 4月号」の中で、視聴者に向けた説明の場を設けました。

以下、放送内容を起こしたものです。

☆キャスター・木村郁美

まずご報告です。

BPO、放送倫理・番組向上機構では、佐村河内守氏を天才作曲家などとして取り上げたTBSなど5局の7番組に対し、3月6日、「放送倫理違反があるとまでは言えない」とする見解を発表した一方で、「裏付け取材に不十分なところもあった」と指摘したことは、前回もこの番組でお伝えしたとおりです。

このなかでBPOは、問題発覚後の民放各局の対応について、自己検証がストップしていると批判し、視聴者により丁寧な説明をするよう求めていました。

そこで今回は、この問題をどうとらえ、今後どう生かしていくのか、担当者に聞きます。

指摘されていたのは、2008年9月放送の「NEWS23」と2013年4月放送の「金曜日のスマたちへ」です。

まず「NEWS23」について、TBS報道局の播摩卓士・編集主幹に聞きます。

結果的には真実でないことをお伝えしてしまいました。

なぜ見抜けなかったのでしょうか

☆報道局編集主幹・播摩卓士

我々も裏付けを試みなかった訳ではありません。

まず作曲については、担当ディレクターは実際に作曲して音符を書くシーンを撮影したいと何度も申し込みましたが、佐村河内氏自身から強く断られていました。

また過去の経歴などについて両親への取材を試みましたが、佐村河内氏自身からこれも断られていました。

2008年当時は佐村河内氏はまだ無名で経済的にもそれほど余裕がなかった時期なので、その人にゴーストライターがいるなどとは想像すらできなかったと、担当したディレクターは話しています。

☆キャスター・木村郁美

聴覚障害のことについては、どうだったのでしょうか？

☆編集主幹・播摩卓士

担当ディレクターは、実際に障害者手帳を自分の目で確認しています。また、医者実際に通院するシーンや薬を服用する場面にも立ち会っていました。正式なインタビューでは必ず手話通訳を求められていて、取材期間中、耳が聞こえると思ったことは一度もなかったと証言しています。

その一方で、取材中に周辺で大きな音がしても全く反応していなかったなど、やはり耳に障害があるんだと思うことがしばしばあったと述べています。

そもそも耳が不自由な方に本当にどのくらい聞こえるのかと突っ込んで聞くのは、なかなか難しい問題であったと考えています。

☆キャスター・木村郁美

BPOも「真実と信じても仕方なかった」と言っていますね。

☆編集主幹・播摩卓士

報道の取材の過程で、当事者からの証言を得るのはとても重要なことです。とりわけ私たちテレビメディアにとっては、テレビカメラの前で、顔を出して、しかも自分の言葉で証言するというのは非常に重い意味を持ちます。ですからその証言に頼った形で、番組を作ったということだと思います。

それに加え今回は、聴覚の障害に関する事項であったり、芸術という、一般の人には理解するのが難しい部分があったりしたため、「これは、こういうことなんだ」と本人から言われると、それ以上突っ込んでいくということが、なかなかしにくかったという側面があるのではないかと思います。

☆キャスター・木村郁美

今後の対策を、どう考えていますか？

☆編集主幹・播摩卓士

今回の件を受けて報道局で勉強会も開催しました。

そのなかでは、報道の歴史の中で、だまされて大誤報を出したという例がいくつもあるというのが紹介されました。

実は何年かに1度の確率で、こういうことは起きています。それだけに、これをやれば絶対防げるという特効薬などないんだということを我々、制作者が認識することの重要性を確認しました。

今後は複数でのチェックなど体制強化はもちろん、制作者自身が「胸騒ぎ」を感じる力を養うことで再発防止に努めていきたいと考えています。

☆キャスター・木村郁美

続いて「金曜日のスマたちへ」について制作局の高田直・制作考査部長に聞きます。

番組の中では、当時、佐村河内氏の作曲とされていた交響曲をオーケストラの生演奏で紹介する部分がありましたね。

☆制作局制作考査部長・高田直

はい。当時は、全聾の作曲家としての高い評価が社会的に定着していました。さまざまなメディアで取り上げられ、CDの売り上げは、クラシックのものとしては異例の16万枚を記録していました。

金スマの企画の出発点は、その「佐村河内現象なるもの」を、まるごと世の中に伝えようというものでしたが、あくまで作曲家として注目されているわけですから、オーケストラに依頼して曲の一部も紹介しました。

☆キャスター・木村郁美

では、なぜ見抜けなかったのでしょうか。

☆制作考査部長・高田直

当時、佐村河内氏に対しては、専門家の間でも、音楽性についての賛否はあっても「本人が作曲していない」、「全聾でない」と疑いを持つ情報は出ていませんでした。

また取材の際は、私たちも障害者手帳など客観的な資料で確認しましたし、手話通訳者を介してのやりとりや、手話通訳者が不在の際は夫人に手話通訳を代行してもらいましたが、そこでも特に不自然な点は感じませんでした。

何より障害のある作曲家に対して、音楽性について焦点をあて、深く聞くことはあっても、障害そのものについて立ち入って聞く種類の取材ではないと考えていました。

☆キャスター・木村郁美

今後は、どのような対策を考えていますか？

☆制作考査部長・高田直

番組では、佐村河内氏の半生についても、再現VTRでまとめました。その際に、ご両親への取材も申し込んだのですが、本人から強く断られたので断念しました。しかし、ご両親はだめでも、友人など、佐村河内さんに近い他の人物に話を聞くことで、もしかすると疑問がわいたかもしれません。

結果的にどこまでが真実で、どこまでがうそなのか、はっきりしないまま終わっている。これは視聴者に対して申し訳ないと思っています。

番組のプロデューサーは、今後は、番組独自のリサーチをさらに広く、より深く行っていきたいと話しています。

☆キャスター・木村郁美

TBSでは、こうした点を、今後の番組作りの教訓にしたいと考えています。

2. 社内での報告と周知徹底、問題の共有

佐村河内氏のゴーストライター問題につきましては、昨年2月5日に弊社として事実確認をして以降、報道局と情報制作局の多くの番組で取り上げ、また社内でも勉強会を重ねるなど対応をして参りました。その内容は既に提出済みの「TBSが放送した佐村河内守氏関連の番組について（詳細報告）」（14年4月30日）、「『佐村河内氏事案』発覚後の対応についての報告」（同年11月12日）でお伝えしたとおりです。

今回の決定を受けて以降、次のような取り組みを進めています。

【「放送倫理委員会」で報告】

弊社では、番組の制作、取材における放送倫理や人権に関わる問題を全社的に討議する場として「放送倫理委員会」（委員長・編成局担当取締役）を設け、社内各部署の代表者が出席して毎月1回会合を開いています。4月3日開催の同委員会で、コンプライアンス室長の私が決定の判断過程を追いながら説明と報告をしました。

また報道局と制作局からは、決定後の対応と「TBSレビュー」制作に向けた考え方などについて報告がありました。

この中で報道局からは、「TBSレビュー」では、なぜ佐村河内氏のうそが見抜けなかったのかなど局内調査で浮かび上がった事実を視聴者に伝えるべく準備を進めているとの説明がありました。

一方、制作局からは、局内のセミナーを開いた際、局員から「バラエティ番組でも報道局や情報制作局と同じレベルで問題になるのか」との質問があったことを紹介し、これに対して幹部から「バラエティ番組であっても事実を扱う際は、真実性が確保されるかどうかについて言えば同じだ」との考えが示されたことが報告されました。

【「放送人セミナー」で報告、2015年度入社の新入研修で説明】

弊社では、社員、スタッフを問わずTBSで働く人たちを対象に、放送倫理について事例の解説や講師を招いて議論する場として「放送人セミナー」を原則、毎月1回開催していますが、今回の決定についてもコンプライアンス室長が取り上げていく所存です。

また、15年度入社の新入研修でもコンプライアンス室長から判断の過程と結論を説明しました。

【報道局と制作局の取り組み】

報道局では、決定後、定例の部長・プロデューサー会議、デスク会議で決定内容を説明し、改めて再発防止に向けた取り組みを確認しました。

一方、制作局でも定例の部長会や上述のように全局員を集めたセミナーを3月13日に開いて内容を説明するとともに、再発防止のための取り組みについて確認しました。

3. 番組審議会への報告

3月16日の番組審議会で、放送倫理検証委員会決定の全文を、番組審議委員に配布したうえで、コンプライアンス担当役員が、経緯と決定内容を説明し、今後の対応について報告しました。

4. おしまいに

佐村河内氏の事案では、問題が明らかになった直後からすでにご報告してきましたように、再発防止に向けた取り組みを進めています。

今回の「決定」を受けて、当社は放送局として視聴者の皆様の信頼を損なわないように、より一層努力して取材、制作にあたっていく所存です。